

鳥獣保護法の改正、「ニホンザル被害対策強化の考え方」について

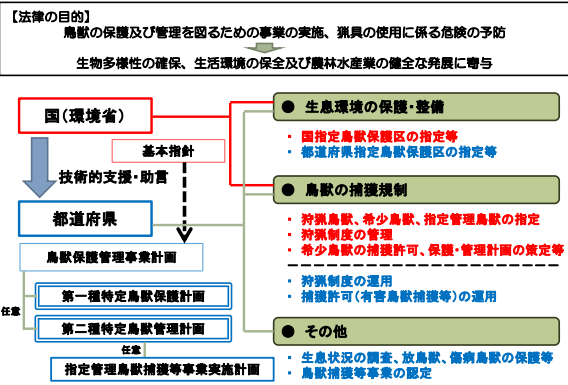
平成27年10月13日
 特定鳥獣の保護・管理に係る研修会（上級編ニホンザル）
 環境省 自然環境局野生生物課 鳥獣保護管理室

鳥獣保護管理法の沿革

○ 我が国における鳥獣法制は、その時代時代により変化する多様な要請を受け、公共の安寧秩序の維持に重点を置いたものから、鳥獣の保護管理にも重点を置いた制度に見直し。

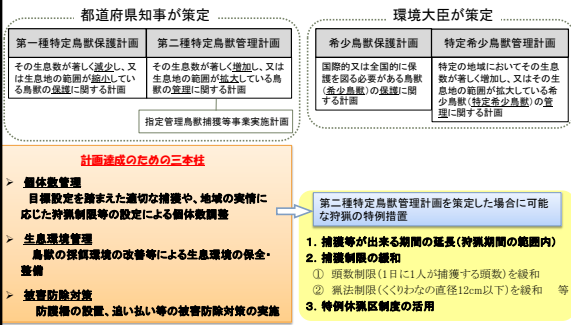
明治6年 鳥獣規則の制定 ・銃猟のみ規制の対象 ・銃猟の免許鑑札制 ・銃猟期間を10月15日～翌年4月15日まで ・日没から日出までの間、人家が密集している場所等での銃猟を禁止 明治25年 狩猟規則の制定 ・猟具の規制範囲に、網罟、わな罟を追加 ・捕獲を禁止する保護鳥獣15種を指定 明治28年 狩猟法の制定 ・職猟と遊猟の区別を廃止 大正7年 狩猟法の制定(全改正) ・保護鳥獣の指定から狩猟鳥獣の指定 ・狩猟鳥獣についても、ひな・卵の捕獲・採取を禁止 昭和25年 狩猟法の改正 ・鳥獣保護区制度の創設 ・保護鳥獣の飼養許可証制度の導入	昭和38年 鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律(改称) ・鳥獣保護思想の明確化 ・鳥獣保護事業計画制度の創設 ※ 昭和46年 林野庁から環境庁に移管 平成11年 鳥獣保護法の改正 ・特定鳥獣保護管理計画制度の創設 ・国と都道府県の役割の明確化 平成14年 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の制定(ひらがな化) ・指定猟法禁止区域制度の創設 ・捕獲鳥獣の報告を義務化 平成18年 鳥獣保護法の改正 ・網・わな免許の分離 ・鳥獣保護区における保全事業の実施 ・輸入鳥獣の標識制度の導入 ※ 平成19年 鳥獣による農林水産業等にに係る被害の防止のための特別措置に関する法律 ・市町村への捕獲許可権限の委譲
---	---

鳥獣保護管理法の体系



特定計画

○ 著しく増加又は減少した野生鳥獣の地域個体群について、科学的知見を踏まえ、明確な保護又は管理の目標を設定し、総合的な対策を実施。地域個体群の長期にわたる安定的維持を図る。



特定計画の策定状況

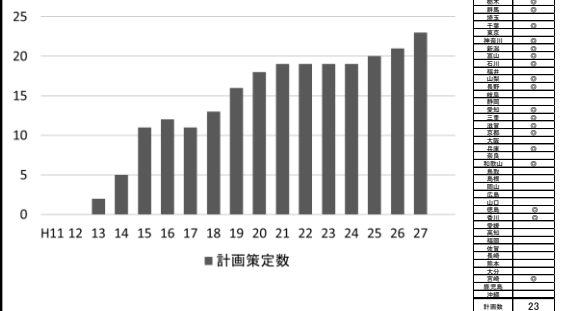
特定計画は現在7種について策定されており、生息分布と策定状況の関係は以下のとおり。

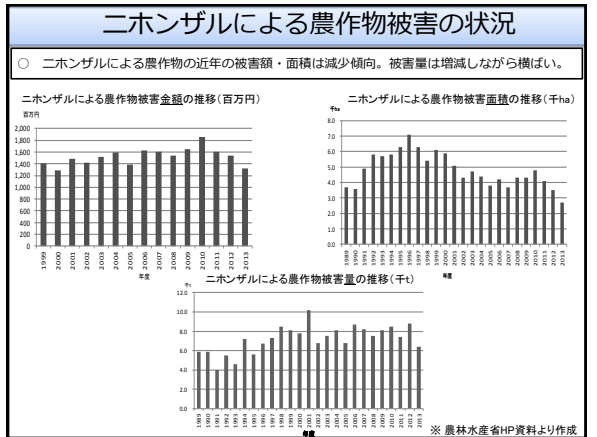
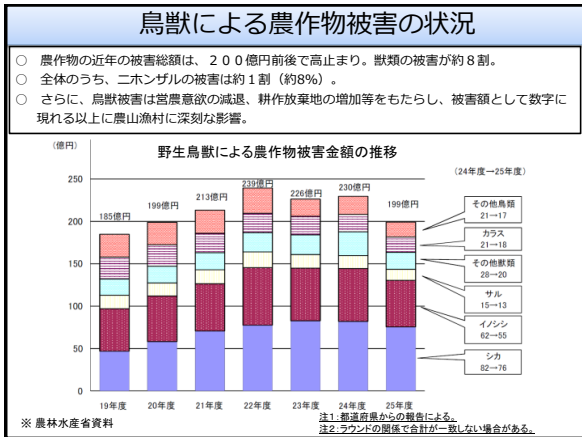
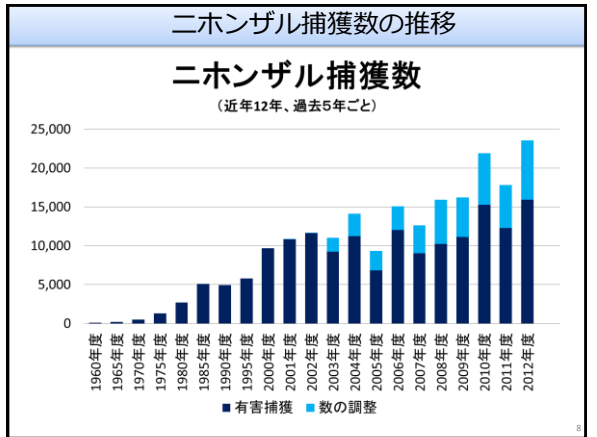
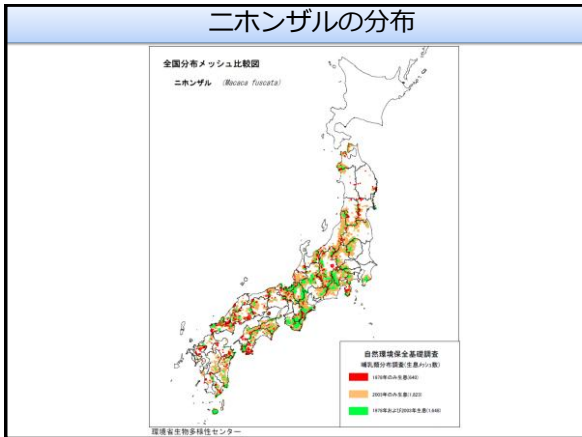
種	狩猟鳥獣	策定都道府県数		主たる分布地域の カバー割合
		第一種	第二種	
ニホンジカ	○		39	100%+(39/38)
イノシシ	○		39	93%(39/42)
クマ類	○	9	12	68%(21/31)
ニホンザル			23	56%(23/41)
ニホンカモシカ			7	23%(7/30)
カワウ	○		4	9%(4/46)
ゴマフアザラシ			1	

狩猟鳥(ニホンジカ、イノシシ、ツキノワグマ)の策定数が多く、特に、ニホンジカ及びイノシシは分布域のほとんどをカバーしている。ニホンザルについては、特に西日本での策定が進んでいない。H24年度より主たる種について検討会を設置し、現状や課題の評価等を実施。

ニホンザル特定計画の策定状況

特定計画の策定状況(ニホンザル)





鳥獣被害防止特措法

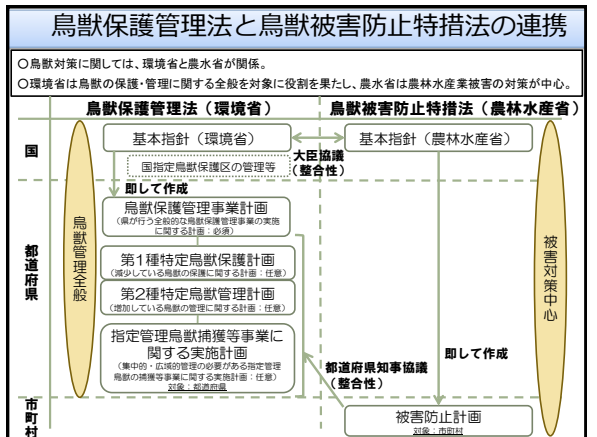
鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律
【法律の目的】 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための施策を総合かつ効果的に推進し、農林水産業の発展及び農山漁村地域の振興に寄与

農林水産大臣が被害防止施策の基本指針を作成

基本指針に即して、市町村が被害防止計画を作成
平成27年4月末現在、1,428市町村で策定

(具体的な措置)

- 権限委譲：都道府県に代わって、**市町村**自ら被害防止のための鳥獣保護法の**捕獲許可の権限**を行使(権限委譲)
- 財政支援：**特別交付税の拡充**(計画作成後の駆除等の経費：交付率5割～8割)、**補助事業による支援**(捕獲・追い払い、侵入防止柵、食肉処理加工施設など)など、必要な財政上の措置
【農林水産省】鳥獣被害防止総合対策交付金(平成27年度予算：95億円 / 平成26年度補正予算20億円)
- 人材確保：鳥獣被害対策実施隊を設け(平成27年4月末現在986)、民間隊員については非常勤の公務員とし、**控除税の軽減措置**、当面の間、隊員等に銃刀法の猟銃所持許可時の技能講習免除等を措置

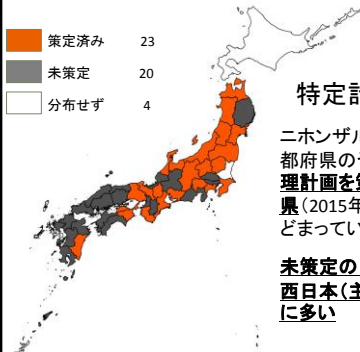


ニホンザルの特定計画についての課題

課題1: 特定計画の策定が主に西日本(中国、四国、九州)で進んでいない

課題2: 特定計画が策定されていても実効性のある計画が少なく、被害が減少していない

課題 1



特定計画の策定状況

ニホンザルの群れが生息する43都府県のうち、**第二種特定鳥獣管理計画を策定しているのは23府県**(2015年7月現在)と約半数にとどまっている

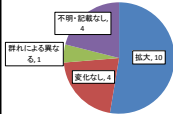
未策定の自治体は20都府県で、西日本(主に中国、四国、九州)に多い

都府県別ニホンザルの第二種特定鳥獣管理計画策定状況

課題 2

第10次鳥獣保護事業計画期間(2007～11年度)と第11次計画期間(2012～16年度)中の特定計画書の記載内容の比較から見た現状

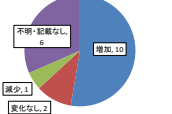
① 生息動向 分布域



群れ数



生息数

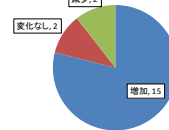


- ・分布域は、半数以上で拡大しており、縮小傾向は見られていない。
- ・群れ数は、不明・記載なしも多いが、増加や変化なしが約半数を占める。減少は3計画であった。
- ・生息数も分布域同様に増加が多く、減少は1計画であった。

課題 2

② 捕獲数

捕獲数(有害鳥獣捕獲+数の調整)

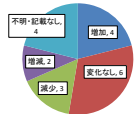


- ・第10次計画期間中の有害鳥獣捕獲、数の調整を合わせた捕獲数の実績は、多くの地域で増加傾向。

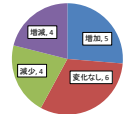
課題 2

③ 被害動向

農業被害面積



農業被害金額



- ・被害動向は、農業被害面積、被害金額ともに増加か変化なしが半数を占め、減少している地域は少ない。
- ・ただし、自家消費用の作物の被害は、数値に現れないことがあり、被害面積や金額は実態を表していない可能性があるという記載が見られる計画もある。
- ・生活環境被害、人身被害の件数の増減は、多くの計画で不明だが、各地で発生し、深刻化している地域もある。

➡ **被害は減少傾向にない(?)**

課題の解決に向けて

○課題解決の方法の1つとして

・特定計画策定の促進

・実行性のある計画の策定・実行

— ガイドラインの改訂

・現在のガイドラインは、計画を策定する上での考え方が中心であり、より具体的な内容を盛り込む必要がある。

➡ **現在ガイドラインの改訂作業中**

二ホンザル被害対策強化の考え方

平成26年4月23日（農林水産省・環境省）

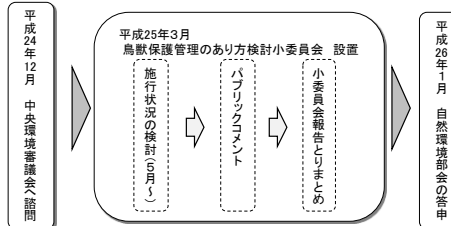
- 二ホンザルの被害対策としてこれまで行われてきた総合的対策（被害防除（罠の設置、追い払い）、生息環境管理（緩衝帯の設置、放任果樹の除去）、個体数管理（捕獲））について、今後、被害の軽減につながる効果的な捕獲を中心とした対策の考え方へと転換し、10年後までに加害群の数を半減することを目標として対策を強化。
- 捕獲目標達成に向けて、群れを単位とした対策として、加害群の排除を目指した徹底した管理を目指し、
 - ① 改正鳥獣保護法に基づく各都府県の第二種特定鳥獣管理計画の策定を進め、被害の軽減につながる効果的な捕獲を重視した積極的な管理への転換。
 - ② 鳥獣被害防止特措法に基づく市町村における捕獲強化に向けて、加害群の実態把握と、状況に応じた捕獲等の取組を推進するとともに、緊急捕獲対策の活用や、ICTによる捕獲の効率化等を実施。

HPアドレス：<http://www.env.go.jp/nature/choju/effort/effort9.html>

鳥獣保護法の施行状況の検討

- ニホンジカ、イノシシ等の生息域拡大と個体数増加により、希少な高山植物の食害、森林内の樹皮はぎ等の自然生態系への影響、農林水産業被害、生活環境被害が深刻化
- 狩猟者の減少・高齢化による鳥獣捕獲の担い手が不足

鳥獣保護管理に携わる人材の育成及び将来に渡り適切に機能しうる鳥獣保護管理体制の構築が急務



中央環境審議会 自然環境部会 鳥獣保護管理のあり方検討小委員会

検討の経緯		小委員会 委員名簿	
平成25年5月13日	第1回小委員会（現状と課題等）	臨時委員	（五十音順、敬称略）
5～6月	現地調査（知床、丹沢）	○石井 信夫	東京女子大学現代教養学部教授
6月10日	第2回小委員会（関係団体ヒアリング等）	尾崎 清明	（公財）山形鳥獣研究所副所長
6月28日	第3回小委員会（関係法令・特定計画等）	小泉 道	（独）森林社会研究所研究コーディネーター
8月7日	第4回小委員会（主な論点等）	染 英昭	（公財）大日本鳥会会長
9月10日	第5回小委員会（講ずべき措置）	高橋 徹	（土曜農業部会）（公財）中央果菜協会副理事長
10月16日	第6回小委員会（講ずべき措置）	専門委員	
11月6日	第7回小委員会（答申素案）	磯部 力	國學院大学法科大学院教授
11月18日	＜パブリックコメントの実施＞	坂田 宏志	兵庫県立大学自然・環境科学研究所准教授
12月17日		汐見 明男	全国町村会政務調査会財政委員会委員長
12月24日	自然環境部会（答申素案の中間審議）	羽山 伸一	（独）府中手取会
平成26年1月	第8回小委員会（答申案）	福田 珠子	日本獣医生命科学大学獣医学部教授
	自然環境部会（答申）	三浦 慎悟	早稲田大学人間科学学術院教授

鳥獣の保護及び狩猟の適正化につき講ずべき措置（中央環境審議会 答申）

- 鳥獣被害の現状と課題を踏まえ、鳥獣保護管理に携わる人材の育成及び捕獲体制の強化等が急務

鳥獣管理の充実

- ▶ 深刻な被害を及ぼしているシカ、イノシシ等について、従来の捕獲規制とその解除による鳥獣の「保護のための管理」という考え方から、積極的な「管理（マネジメント）」に転換。

都道府県等による捕獲の強化

- ▶ 全国的に被害が深刻化しているシカ等について、**都道府県や国が計画に基づく捕獲事業**を実施

鳥獣管理体制の強化

- ▶ シカ等の捕獲を行う**事業者を認定する制度**を創設。捕獲許可手続きを簡素化し事業の円滑な実施を支援。
- ▶ 地域の若い捕獲従事者を確保する観点からわな猟・網猟の免許取得年齢（現20歳以上）を引き下げ

被害防止のための捕獲の促進に向けて

- ▶ 国が、シカ等の**個体数の調査**や都道府県の**取組の評価**を行う等、都道府県に対する指導力を発揮
- ▶ 被害の状況や捕獲の意義、必要性について**国民の理解を醸成**

- ▶ その他、住宅地への鳥獣の出没への麻酔銃による対応等

鳥獣保護法の改正も含めて対策を強化

鳥獣法改正の概要

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律（平成26年通常国会 法律第46号）

※ 平成26年5月30日公布、平成27年5月29日施行（ただし、5③のみ公布日施行）

改正の必要性

- ▶ ニホンジカ、イノシシ等による**自然生態系への影響**及び**農林水産業被害**が深刻化
- ▶ **狩猟者の減少・高齢化**等により鳥獣捕獲の**担い手が減少**
- ▶ **鳥獣の捕獲等の一層の促進と捕獲等の担い手育成が必要**

改正内容

1. 題名、目的等の改正
2. 施策体系の整理
3. 指定管理鳥獣捕獲等事業の創設
4. 認定鳥獣捕獲等事業者制度の導入
5. その他

- ① 住居集合地域等における麻酔銃猟の許可
- ② 網猟免許及びわな猟免許の取得年齢の引き下げ
- ③ 公務所等への照会規定の追加



1. 題名、目的等の改正（第1条・第2条）

【題名】

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律

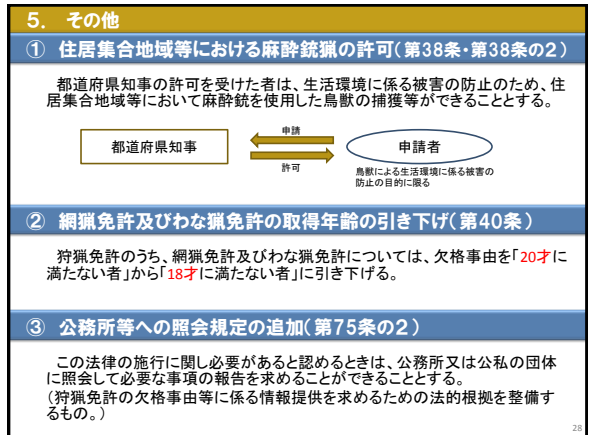
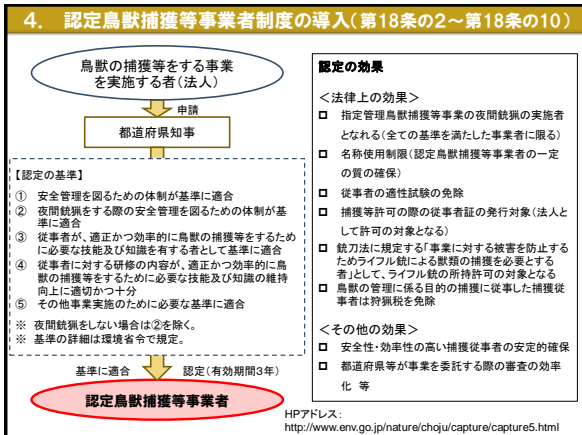
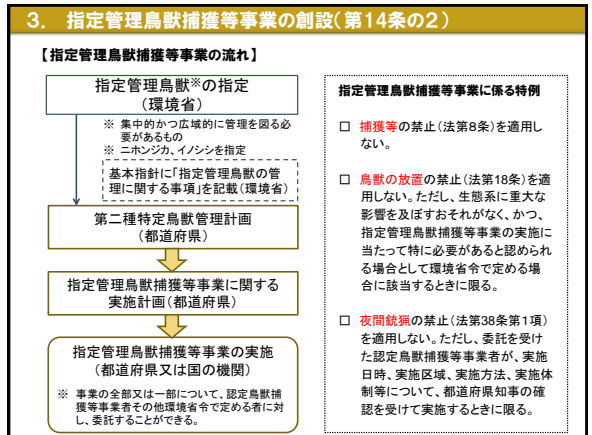
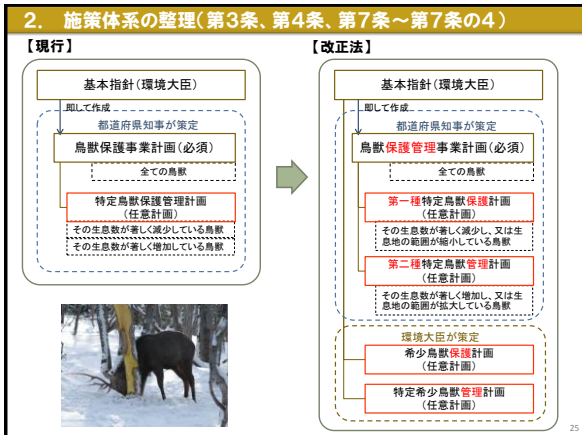
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律

【目的（第1条）】

この法律は、鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するとともに、**鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害を防止し、併せて**猟具の使用に係る危険を予防することにより、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化を図り、もって生物の多様性の確保（生態系の保護を含む、以下同じ。）、生活環境の保全及び農林水産業の健全な発展に寄与することを通じて、自然環境の恵沢を享受できる国民生活の確保及び地域社会の健全な発展に資することを目的とする。

【定義（第2条）】

- 生物の多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図る観点から、
- 鳥獣の保護：その生息数を適正な水準に増加させ、若しくはその生息地を適正な範囲に拡大させること又はその生息数の水準及びその生息地の範囲を維持すること
 - 鳥獣の管理：その生息数を適正な水準に減少させ、又はその生息地を適正な範囲に縮小させること



(参考) 特定鳥獣保護管理計画作成のためのガイドライン、種毎の保護及び管理レポート

○ 特定鳥獣保護管理計画作成のためのガイドライン:
特定計画を策定する際の具体的な進め方や、保護及び管理の目標設定の考え方を示したガイドライン。

○ 特定鳥獣保護管理計画作成のためのガイドライン
ニホンジカ編、イノシシ編、ニホンザル編、クマ類編、カモシカ編

○ 特定鳥獣保護管理計画作成のためのガイドライン及び保護管理の手引き
カワウ編

- ・ニホンジカ、ニホンザルについて、H27改訂に向けH26から検射中
- ・クマ類について、H28改訂に向けた検射を今年度開始

○ 種毎の保護及び管理レポート:
保護及び管理を進める上で特に重要な課題に関する分析や最新の知見・技術を収集しとりまとめたレポート。

○ 保護及び管理に関するレポート(H24～)
ニホンジカ、イノシシ、ニホンザル、クマ類、カワウ

- ・毎年度作成し、都道府県へ配付

・環境省HP(野生鳥獣の保護及び管理) <http://www.env.go.jp/nature/choju/index.html>